



厚生労働省御説明資料

令和元年6月13日

社会・援護局障害保健福祉部企画課
自立支援振興室

目次

1. 身体障害者手帳制度について …… 3
2. 視覚障害者について …… 5
3. 補装具及び日常生活支援用具について …… 7

身体障害者手帳制度の概要

1 概要

身体障害者福祉法に定める身体上の障害がある者に対して、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が交付する。

根拠：身体障害者福祉法第15条

2 交付対象者

身体障害者福祉法別表に掲げる身体上の障害があるもの

別表に定める障害の種類(いずれも、一定以上で永続することが要件とされている)

- ① 視覚障害
- ② 聴覚又は平衡機能の障害
- ③ 音声機能、言語機能又はそしやく機能の障害
- ④ 肢体不自由
- ⑤ 心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害
- ⑥ ぼうこう又は直腸の機能の障害
- ⑦ 小腸の機能の障害
- ⑧ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害
- ⑨ 肝臓の機能の障害

3 障害の程度

法別表に該当するかどうかの詳細については、身体障害者福祉法施行規則別表第5号「身体障害者障害程度等級表」において、障害の種類別に重度の側から1級から6級の等級が定められている。

4 交付者数(平成29年度末現在)

5,107,524人(1級:1,615,853人、2級:760,614人、3級:853,721人、4級:1,237,466人、5級:318,231人、6級:321,639人)

身体障害者障害程度等級表（視覚障害）

級別	
1 級	視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの
2 級	<ol style="list-style-type: none"> 1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（I / 4 視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（I / 2 視標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
3 級	<ol style="list-style-type: none"> 1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
4 級	<ol style="list-style-type: none"> 1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの
5 級	<ol style="list-style-type: none"> 1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
6 級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの

視覚障害者に対する福祉施策について

① 補装具費の支給（障害者総合支援法）

【平成31年度予算額 15,340百万円】

障害者等の失われた身体部位、損なわれた身体機能を補完、代替する用具の購入又は修理に要する費用の100分の90に相当する額を支給する。

※補装具の例：盲人安全つえ、義眼、眼鏡

② 地域生活支援事業（障害者総合支援法）

【平成31年度予算額 49,486百万円】

障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な形態により効率的・効果的な事業の実施を図る。

○相談支援事業

障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与する。

○意思疎通支援事業

意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を仲介する。

※具体例：点訳、音声訳、代読、代筆

○日常生活用具給付等事業

重度障害者の日常生活がより円滑に行われるための用具の給付・貸与。

※給付等の例：電磁調理器、盲人用体温計、盲人用体重計、点字器、点字ディスプレイ、点字器、視覚障害者用拡大読書器等

○移動支援事業

屋外での移動が困難な障害者等について、余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援する。

○その他

盲人ホーム事業、点字・声の広報等の発行、点訳・朗読奉仕員の養成、盲ろう者向け通訳・介助員の養成・派遣、身体障害者補助犬の育成、スポーツ・レクリエーション教室開催等事業などが実施可能。

③ 点字図書館等事務費（点字図書館）

【平成31年度予算額 1,175百万円】

視覚障害者の求めに応じて、点字刊行物や視覚障害者用の録音物の製作や貸出等を行う施設の運営に要する費用の補助を行う。

視覚障害者の状況等

① 視覚障害者数（在宅）
平成23年 32万人 ⇒平成28年 31万人

② 年齢構成
（平成23年） （平成28年）
65歳以上：22万人（69%） ⇒ 22万人（70%） 70歳以上：19万人（58%） ⇒ 16万人（52%）

③ 障害の程度（平成23年）
1級：39.5% 2級：27.6% 3級：11.3% 4級：7.6% 5級：10.8% 6級：3.2%

④ 障害の原因（平成23年）
疾患（※）57.0%、加齢19.2%、事故9.0%、出生時4.7%
※ 疾患の内訳では、緑内障及び糖尿病網膜症が増加傾向にある。

⑤ 情報入手・コミュニケーション方法（主なもの）
(N=1209、複数回答)

区分	パソコン	音声(朗読)	点字	携帯電話	拡大読書器
人数	870人	737人	592人	592人	181人
割合	72%	61%	49%	49%	15%

注)他にタブレットやスマートフォン、デイジー図書などによる情報入手の回答もあった。

⑥ その他（平成18年）
点字の習得状況 点字ができる 約4.2万人（13%） 点字ができない 約23万人（71%）
※ 23万人のうち、「点字は必要なし」：19.5万人（61%）、「点字が必要」：2.1万人（7%）

補装具費支給制度の概要

※「身体障害者福祉法」(昭和25年度)「児童福祉法」(昭和26年度)を、障害者自立支援法で一元化(平成18年10月)

1. 制度の概要

1. 目的

- ① 障害者が日常生活を送る上で必要な移動等の確保や、就労場面における効率の向上を図ること
 - ② 障害児が将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長すること
2. 実施主体…市町村
3. 対象者…補装具を必要とする障害者、障害児、難病患者等(※難病患者等については、政令に定める疾病に限る)
4. 申請方法…障害者又は障害児の保護者が市町村長に申請し、身体障害者更生相談所等の判定又は意見に基づき市町村長の決定により、「補装具」の購入又は修理に要した費用の額(基準額)から利用者負担額を除いた額(補装具費)の支給(※)を受ける。
- ※補装具費の支給は、障害者総合支援法第6条に基づく自立支援給付の一つである。

2. 補装具とは

補装具とは、障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ、長期間にわたり継続して使用されるものその他の厚生労働省令で定める基準に該当するものとして、義肢、装具、車いすその他の厚生労働大臣が定めるもの。

○厚生労働省令で定める基準… 次の各号のいずれにも該当するもの。

- 一 障害者等の身体機能を補完し、又は代替し、かつその身体への適合を図るよう製作されたものであること。
- 二 障害者等の身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長期間に渡り継続して使用されるものであること。
- 三 医師等による専門的な知識に基づき意見又は診断に基づき使用されることが必要とされるものであること。

○厚生労働大臣が定めるもの… 具体的には厚生労働省告示で補装具の種目、名称、型式、基本構造、上限額等を規定

【身体障害者・身体障害児共通】…義肢 装具 座位保持装置 盲人安全つえ 義眼 眼鏡 補聴器 車椅子 電動車椅子 歩行器
歩行補助つえ(T字状・棒状のものを除く) 重度障害者用意思伝達装置

【身体障害児のみ】…座位保持椅子 起立保持具 頭部保持具 排便補助具

3. 費用負担

- (1) 公費負担…国：50/100、都道府県：25/100、市町村：25/100
- (2) 利用者負担…原則1割であるが、世帯の所得に依り、以下の負担上限月額を設定。

生活保護	生活保護世帯に属する者	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般	市町村民税課税世帯	37,200円

- ただし、本人又は世帯員のうち市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上の場合には補装具費の支給対象外。
- 生活保護への移行防止措置あり

補装具イメージ集



義足

義手

筋電義手

筋電義手のしくみ

筋電義手(前脚切断)

義肢

※筋電義手…筋収縮時に発生した皮膚表面で計測される表面電位を用いて制御する電動義手



上肢装具

下肢装具

装具



座位保持装置



車椅子

電動車椅子

歩行補助つえ

歩行器

肢体不自由者の補装具



盲人安全つえ

眼鏡

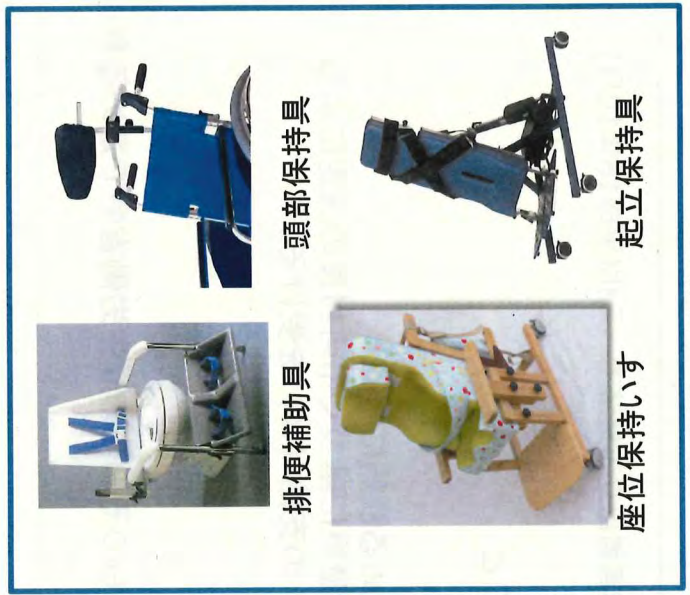
義眼



補聴器



重度障害者用意思伝達装置



排便補助具

頭部保持具

座位保持いす

起立保持具

障害児の補装具

視覚障害者の補装具

聴覚障害者の補装具

重度障害者用意思伝達装置

補装具の購入基準（視覚障害者）

名称	基本構造	付属品	基準額
普通用	主体…グラスファイバー	石突…耐摩耗性合成樹脂または高カアルミニウム合金 外装…白色または黄色の塗装もしくは加工 形状…直式	3,500
	主体…木材		1,650
	主体…軽金属		2,200
携帯用	主体…グラスファイバー	夜光装置 ベル ゴムクリップ	4,400
	主体…木材		3,700
	主体…軽金属		3,550
身体支持併用	主体…軽金属		3,800
レディメイド	主材料…プラスチックまたはガラス		17,000
オーダーメイド		特殊加工を施したもの	87,500
矯正用	6D未満		17,600
	6D以上10D未満		20,200
	10D以上20D未満	※遮光用としての機能が必要な場合は、30,000円とする。	24,000
	20D以上		24,000
遮光用	前掛式		21,500
コンタクトレンズ			15,400
弱視用	掛けめがね式		36,700
	焦点調整式		17,900

盲人安全つえ

義眼

眼鏡

※身体障害者・児の障害の現症、生活環境その他真にやむを得ない事情により、告示に定められた補装具の種目に該当するものであり、上記の名称、型式、基本構造等によることができなない補装具が必要と医学的・医学的に判断された場合、市町村は「特例補装具」として支給可能。

日常生活用具給付等事業の概要

1. 制度の概要

地域の特性や利用者の状況に応じ、市町村が柔軟な形態により事業を行う地域生活支援事業のうち、必須事業の一つとして規定。障害者等の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与すること等により、福祉の増進に資することを目的とした事業である。

- 実施主体…市町村
- 対象者…日常生活用具を必要とする障害者、障害児、難病患者等（※難病患者等については、政令に定める疾病に限る）
- 申請方法…市町村長に申請し、市町村による給付等の決定後、給付等を受ける。

2. 対象種目

以下の「用具の要件」すべてを満たすものであって、第二号に掲げる用具の用途及び形状のいずれかに該当するもの。

【用具の要件】

- 1 障害者等が安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの
 - 2 障害者等の日常生活上の困難を改善し、自立を支援し、かつ社会参加を促進すると認められるもの
 - 3 用具の製作、改良又は開発にあたって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの
- 【用具の用途及び形状】

介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット等その他の障害者等の身体介護を支援する用具並びに障害児が訓練に用いるいす等のうち、障害者等及び介助者が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの
自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置その他の障害者等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障害者等の在宅療養等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭その他の障害者等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障害者等が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの
排泄管理支援用具	ストーマ器具その他の障害者等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障害者等が容易に使用できるものであって、実用性のあるもの
居宅生活動作補助用具	障害者等の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

3. 費用負担

- (1) 補助金の負担割合…国：50/100以内 都道府県：25/100以内
- (2) 利用者負担…市町村の判断による。

地域生活支援事業等について

平成30年度予算額
493億円



平成31年度予算額
495億円

概要

障害者及び障害児が基本的な権利を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、**地域の特性や利用者の状況に応じ、実施主体である市町村等が柔軟な形態により事業を計画的に実施。**

予算額

地域生活支援事業費等補助金 495億円
(平成30年度予算額) (493億円)

○地域生活支援事業 441億円
(451億円)

○地域生活支援促進事業 54億円
(42億円)

事業内容

○ **地域生活支援事業** (障害者総合支援法第77条・第77条の2・第78条)

(1) 事業の実施主体である市町村等が、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することにより、効果的・効率的な事業実施が可能である事業

[地域の特性] 地理的条件や社会資源の状況

[柔軟な形態]

- ① 委託契約・広域連合等の活用
- ② 突発的なニーズに臨機応変に対応可能
- ③ 個別給付では対応できない複数の利用者に対応可能

(2) 地方分権の観点から、地方が自主的に取り組む事業（事業の実施内容は地方が決定）

(3) 生活ニーズに応じて個別給付と組み合わせることも可能。

・ 補助率 ※**統合補助金**

市町村事業：国1 / 2以内・都道府県1 / 4以内で補助、都道府県事業：国1 / 2以内で補助

○ 地域生活支援促進事業 (平成29年度に創設)

発達障害者支援、障害者虐待防止対策、障害者就労支援、障害者の芸術文化活動の促進等、国として促進すべき事業について、特別枠に位置づけ、5割又は定額の補助を確保し、質の高い事業実施を図る。

・ 補助率 国1 / 2又は定額 (10 / 10相当)

